

平成 28 年 1 月 29 日
商 工 中 金

**「グローバルニッチトップ支援貸付制度」適用
カンボジアに生産拠点を築きアジア市場開拓を図る性能測定部品製造の
株式会社サンケイエンジニアリングを金融面からサポート！**

商工中金は、政府の「日本再興戦略」に沿って、特定分野に優れた中小企業等の海外進出を、民間金融機関と協調して後押ししていくため、平成 26 年 4 月に「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を創設しています。

商工中金（大森支店）は、同制度を活用し、株式会社サンケイエンジニアリング（本社：神奈川県横浜市、代表者：笠原 久芳氏）に対し、地域金融機関と協調して、カンボジアに生産拠点を開設するための必要資金の一部として 7 千万円を融資しました。

株式会社サンケイエンジニアリングは、電子部品や自動車用電装部品、半導体等の通電試験に不可欠な性能測定部品であるコンタクトプローブ（導電接触ピン）を製造しています。独自の特殊加工技術等で製造される同社製品は、高精度で耐久性も高く、国内外の電子部品メーカーに幅広く納入されています。

同社は、コンタクトプローブのアジア諸国における需要増加を見込んで、平成 26 年 2 月にカンボジアに現地法人を設立しています。今回、現地での本格生産を開始するため、プノンペン経済特区内に用地を取得して生産拠点を整備し、アジア市場に製品を積極的に供給する事業計画を策定しました。商工中金は、こうした同社の海外事業計画を高く評価し、地域金融機関と協調して、必要資金を融資しました。

これからも商工中金は、国内外の 104 店舗に設置している「中小企業海外展開サポートデスク」を通じて、資金面のみならず各種ソリューション・情報提供等を行い、対象企業の戦略的な海外事業展開を支援してまいります。

【株式会社サンケイエンジニアリングの概要】

所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-14-2	資本金	21,700 千円
代表者	笠原 久芳	従業員数	46名 (平成 27 年 12 月現在)
業種	電子部品製造業	設立	昭和 50 年 4 月

【カンボジア現地法人 (Sankei Engineering (Cambodia) Co., Ltd の概要】

所在地	Posen Chey Social Development Center	資本金	5 千ドル
代表者	笠原 久芳	従業員数	5 名 (平成 27 年 12 月現在)
業種	電子部品製造業	設立	平成 26 年 2 月

【参考：グローバルニッチトップ支援貸付制度の概要】

○制度趣旨

日本の産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ世界で存在感を示す中小企業等に対し、海外進出する際に必要な長期資金を供給する、国の産業投資貸付を利用した商工中金独自の融資制度。

○貸付対象者

自社製品・サービスのグローバルシェア拡大を目指し、海外拠点の設立又は拡大並びに海外向け販路拡大等を行う事業計画（商工中金が適当と認めたものに限る。以下、海外事業計画という。）を有する者で、(1)、(2)のいずれか、かつ(3)(4)の要件を満たす者。

- (1) 今後3年間の海外事業計画が作成され、かつ、直近の事業年度における海外向け売上高比率が10%以上であり、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高が5%以上増加していること。
- (2) 今後3年間の海外事業計画が作成され、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高比率が5ポイント以上増加していること。なお、商工中金が認めた場合は、5年間で達成する海外事業計画の作成も可とする。
- (3) 自社製品・サービスについて、日本国内において一定のシェアを確保していること又は高い技術力・商品力を有していること。
- (4) 日本国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

○資金使途

- (1) 海外現地法人に対する出資金
- (2) 海外現地法人の事業運営に必要な設備の新增設、更新、改良、補修及び無形固定資産の取得等のための設備資金又は海外現地法人の事業運営に必要な運転資金の転貸（親子ローン）
- (3) 自社製品の海外販売を増加させるための設備資金
- (4) 自社製品の海外販売を増加させるための研究開発費

○貸付条件

貸出形式	証書貸付
限度額	5 億円
償還方法	期限一時返済
利率	成功の場合は当金庫所定の利率、不成功の場合 0.6%
貸付期間	原則 10 年

○利率（成功判定）

利率は、事業の成否に応じた変動金利とする。

現地法人の直近決算（現地法人への出資金・親子ローンの場合）又は債務者の直近決算（国内法人への設備資金、研究開発資金の場合）の経常損益が赤字の場合は 0.6%、黒字の場合は当金庫所定の利率とする。なお、黒字の場合であっても、海外事業計画期間中（上記貸付対象者（1）の場合は 3 年、同対象者（2）は 3～5 年）、海外向け売上高実績が当該海外事業計画の 80%未滿の場合は 0.6%とする。